

平成30年度 協会けんぽ・健保組合・共済組合等の特定健診

(集合契約B)

協会けんぽ・健保組合・共済組合等の保険者が実施する特定健診は、次のとおり代表保険者である公立学校共済組合山口支部と山口県医師会が契約し、県内統一して実施する。

実施主体 協会けんぽ・健保組合・共済組合等の医療保険者

代表保険者 公立学校共済組合山口支部

受託者 一般社団法人山口県医師会

健診実施機関 山口県医師会へ届出をした健診機関

健診項目

- 基本的な健診項目
 - 既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)
 - 身体計測 身長、体重、腹囲、BMI
 - 血圧 収縮期血圧、拡張期血圧
 - 血中脂質検査 中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
(中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可)
 - 肝機能検査 GOT(AST)、GPT(ALT)、 γ -GTP
 - 血糖検査 空腹時血糖又はヘモグロビン A1c(やむを得ない場合は随時血糖)
 - 尿検査 糖、蛋白
- 詳細な健診項目(医師の判断による追加項目)
 - 貧血検査 赤血球数、血色素量、ヘマクリット値
 - 血清クレアチニン 血清クレアチニン、eGFR
 - 心電図検査、眼底検査

実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

契約単価

基本的な健診項目	8,240円 (電子化加算540円含む)
詳細な健診項目	貧血検査 (901円)、 <u>血清クレアチニン(118円)</u> 、 心電図検査 (1,404円)、眼底検査(1,209円)

ただし、生活機能評価の同時実施は、原則しない。

同時実施した場合	単価から差し引く金額
生活機能評価:生活機能チェックのみ実施	3,045円
生活機能評価:生活機能チェック及び生活機能検査を実施	5,545円

受診者自己負担額

基本的な健診項目	協会けんぽ 保険者負担上限額 : 6,520円 (受診者自己負担額 : 1,720円) その他の健保組合・共済組合等 : 各保険者で異なる
詳細な健診項目	協会けんぽ 保険者負担上限額 : 3,400円 その他の健保組合・共済組合等 : 各保険者で異なる

健診結果 原則、健診実施機関において、受診者が再度来院した際に結果説明を行う

請求事務 健診実施機関において、自己処理または委託を決定
事務代行を委託する場合には、「県医師会請求事務代行 実施要領」による